

No.	問い合わせ	回答
1	税証明はどこで発行されるのか。	(法人の場合) 東京都内の都税事務所にて発行できます。(有料) 詳細については、新宿都税事務所までお問合せください。 TEL: 03(3369)7151 (個人事業主の場合) 中野区役所税務課で取得できます。 また、マイナンバーカードをお持ちの方は全国のコンビニエンスストアでも取得可能です。 詳細については、税務課課税係までお問合せください。 TEL: 03(3228)8914 ※住民登録が中野区外の方は、お住いの自治体にお問い合わせください
2	履歴事項全部証明書はどこで発行されるのか。	全国の法務局で取得することができます。 詳細については、東京法務局中野出張所までお問合せください。TEL: 03(5318)0261
3	納品書は請求書の代わりになるか	なりません。 納品書は代金の請求や支払い完了の旨を示す証拠書類とはならないため、請求書や支払いの確認できる画面のコピーが必要になります。
4	領収書は複数枚に分かれていても問題ないか。	問題ありません。
5	法人設立から1年を経過していないため、税証明が発行されない。どうすればよいか。	納税証明書の発行及び提出は不要になります。
6	扶養に入っているため、自身に住民税が課税されていない。どうすればよいか。	住民税が非課税の方は非課税証明書を取得の上、提出してください。
7	提出された書類が課税証明書だが、納税証明書の代替となるか。	代替にはなりません。納税証明書又は非課税証明書を提出頂く必要があります。
8	NPO法人を営んでいるが、補助金を申請できるか	できません。当補助金は中小企業基本法における会社中小企業を対象としているため、NPO法人は対象外業種となります。
9	支店ごとの申請は認めているのか。それとも法人ごとの申請となるか。	支店ごとの申請は受け付けていません。1法人につき1度の申請でお願いします。
10	杉並区から中野区に転入した居住者。納税証明書は杉並区のものしか出ず、開業届も杉並で居住していた時点のものしかないので、提出書類上、中野区に居住実態が確認が取れるものがない。どうすればよいか。	提出書類で中野区内での営業実態の確認をとれない場合、住民票の写しや許可証の写しを別途提出いただき、中野区内での営業実態を確認させていただきます。
11	法人事業者で本店登記が中野区外にあるが、事業所が中野区に存在する。この場合補助金の対象となり得るか。	中野区内の事業所が主たる事業所としての機能を有している場合(法人全体の経理及び人事等の機能がある場合)のみ対象となります。
12	本店が区外にあり、営業所は今年の6月に中野区内に開設した。区外には営業所はない。この場合、補助金の対象となるか。	対象となります。
13	数年にわたる分割払いのものは対象となるのか	対象外となります。 補助金は年度ごとのものであるためです。 年度内での分割払いの場合は対象となり得ます。 (例) 令和7年5月から令和8年2月までにかけて分割払いする場合は対象となる。
14	分社化により作られた会社であるが、創業の対象となるか。	対象となり得ます。
15	先日、自社の就業規則を既に作成したが、補助金の交付対象になるか。	なりません。育成支援(リスキリング)を除き、必ず事業着手前に申請頂く必要があります。
16	就業規則の作成について、源泉徴収を経費対象に含むか。	見積書の金額に含まれる場合については、対象経費に含まれます。
17	定着支援(雇用環境改善)について、社会保険労務士以外のコンサルティング(民間企業等)は補助対象になるか	なりません。あくまでも社会保険労務士が提案するコンサルティングに係る経費のみが補助対象になります。
18	個人事業主として中野区内で事業を行っているが、補助金の対象になりうるか。	採用支援(インターンシップ)については補助対象になりますが、それ以外の分野については申請できません。
19	従業員用設備の整備を検討しているが、中野区外の事務所の改修をしたい。この場合補助対象になりうるか。	なりません。従業員用設備を施工することができるのは中野区内の事業所に限ります。
20	雇用環境整備について、更衣室の改修とはどのようなものが該当するか。	施工業者に頼んで事務所のリフォームを行った場合に限り得ます。例えば、自社で用意したパーテーションを簡易的に取り付けたもの(取り外し可能なもの)は対象外となります。
21	補助金の利用を検討して大型二種免許の資格取得をしようとしたが、試験に落ちてしまった。既に受験料は払っているが、この場合補助金は貰えるのか。	貰えません。育成支援(資格等取得)については、試験に合格した場合のみ補助金の交付対象になります。
22	看護休暇について、従業員のうち5人が3日以上取得したが、補助金は10万円ももらえないのか。	定着支援(子育て応援)については1事業者の上限は3人までになります。(最大6万円)